

「指数の基準時に関する統計基準」案の概要

「指数の基準時に関する統計基準」とは

指数とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために基準となる時点を100として他の時点における統計数値を相対的に表したものであり、この基準となる時点を「基準時」という。

また、指数は、個々の品目等に対してその重要度に応じた係数を与え、その係数をウェイトとして加重平均した総合指数の形式を採っている。

「指数の基準時に関する統計基準」とは、この基準時の更新期間、時点及びそれとウェイトの年次との関係等に関する基準を定めたものである。

「指数の基準時に関する統計基準」案の概要

指数の基準時及びウェイトの更新については、昭和56年の統計審議会答申において基準が示され、以降、これに沿って、公的統計である各指数の基準時等の更新が行われてきている。

「指数の基準時に関する統計基準」(今回諮問案)

- 指数の基準時は五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が0又は5である年とすることが原則。
- ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出。
- やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認。この場合、基準時が上記原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施。
- 基準時等を更新した場合、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施。
- 基準時について、法令の定め又は法令に定める手続きがある時は、これらに従って対応。